



## 中国会計税務実務

## 2020年第28号

## 今回のテーマ：租税条約に対する COVID-19 の影響について

8月14日、国家税務総局は公式サイトに COVID-19 による租税条約への影響に関する Q&A を公表した。この Q&A は、OECD 事務局が発表した「COVID-19 の租税条約に与える影響の分析」と基本的に一致している。

## 主な内容：

		国家税務総局回答	
		租税条約上の取り扱い	COVID-19 の感染拡大防止期間の例外
PE	恒久的施設の定義	「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。通常、一定の場所として次の特徴がある。一、当該営業場所は実質的に存在するもので、一定の支配可能な空間があれば、営業場所とみなされる。一、当該営業場所は相対的に固定され、かつ、一定の期間存続性がある。一、当該営業場所を通じて、全部または一部の営業活動を行っている。	COVID-19 の感染拡大防止期間における、在宅勤務は一時的あるいは偶発的に発生したことであり、一時的な在宅勤務場所は恒久的施設の定義上の「企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」に該当しない。
	代理人 PE	一方の締約国の企業が、通常の方法で代理人を通じて他方の締約国内で事業活動を行い、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。「通常の方法」とは、契約の性質、企業の事業性質及び代理人の関連事業活動の頻度などにより総合的に判断しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>COVID-19 の感染拡大防止期間において、一時的な在宅勤務を行い、国外雇用者の名をもって契約を締結することは、偶発的に発生したことであり、通常の方法には該当せず、代理人 PE を有するものとしなない。</li> <li>COVID-19 の流行前から、中国国内で事業活動を行い、あるいは COVID-19 の流行以降から長期的に事業活動を行い、当該企業の名をもって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合、代理人 PE を有するものとされる。</li> </ul>
	建設 PE	建設工事が租税条約上の建設 PE に該当する期間にわたり存続する場合、「恒久的施設」と認定される。建築工事の存続期間を集計する際は、設備、原材料の未着あるいは気候の原因等により一時的に作業を中断した場合であっても、工事が完了できず、人員や設備物資等を全て撤収出来ていない場合には、その期間を存続期間に含める必要がある。（工事中断期間を差し引いてはならない。）	COVID-19 の影響により、建設現場の労働者及び管理職者全員が建設工事から完全に撤収し、工事が全面的に中断する場合には、工事中断期間を差し引いてはならない状況に該当しない。例えば、ある建設工事を当初に計画された工期通りに行う場合であれば建設 PE を構成しなかったケースにおいて、COVID-19 の影響により、建設現場の労働者及び管理職者全員が建設工事から完全に撤収したことにより、一時的に工事が全面的に中断したことから、実際の建設期間が PE 認定期間を超過するケースでは、その中断期間を存続期間に含めない。

		国家税務総局回答	
		租税条約上の取り扱い	COVID-19 の感染拡大防止期間の例外
居住者身分	企業居住者身分	企業がそれぞれの税法上の規定により双方居住者となる場合、企業が実質的に管理する場所に基づき、いずれの国の居住者とするかを判断し、租税条約を適用する。企業が実質的に管理する場所を判断する際は、高級管理者の意思決定所在地を含む総合的な要因を考慮した上で、通常の意味決定所在地をもって判断し、特殊時期（例えば COVID-19 の影響期間等）における意思決定所在地では判断しない。	COVID-19 の感染拡大防止期間において、高級管理者の意思決定地が一時的に変更された場合であっても、企業が実質的に管理する場所の判断に変更はないことから、租税条約の適用において、企業の居住者身分に影響が及ぶことはない。
	個人居住者身分	租税条約の適用上、双方居住者については、タイプレールに基づき、恒久的住居の場所、重要な利益の中心、常用の住居が存在する場所、国籍の順で判定し、どちらの国の「居住者」とするかを決定する。 恒久的住居の場所については、あらゆる形態の場所を含み、恒久的である必要があるが、何らかの理由による一時的な滞在はこれに該当しない。重要な利益の中心は、家族や社会関係、職業、政治的・文化的その他活動の場所、営業の場所、財産の管理場所などの要因を総合的に考慮し、決定する。	COVID-19 の感染拡大防止期間において、個人の居住する場所が一時的に変更された場合であっても、個人の恒久的住居の場所あるいは重要な利益の中心がある場所の変更はないことから、租税条約の適用において、個人の居住者身分に影響が及ぶことはない。
紛争解決	企業及び個人は『租税条約相互協議手続実施弁法』(国家税務総局公告 2013 年第 56 号)の関連規定に基づき、中国税務機関に租税条約相互協議手続を申請し、税務総局と締結国の税務当局間で協議して解決する。		

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)